

岐阜県公報

号外 (12) 令和五年四月一日

目次

規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(人事課)

規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和三十六年岐阜県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項を次のように改める。

2 技能職員等（次項に掲げる技能職員等を除く）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第四の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる技能職員等の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第四の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 条例第三十一条第二項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数
- 二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。） 第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び

育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号。以下この項において「育児休業条例」という。）第十八条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第三十一条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数

三 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員 条例第三十一条第三項（育児休業条例第二十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を条例第三十一条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

第五条に次の三項を加える。
 4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる技能職員等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。
 一 次号に掲げる技能職員等以外の技能職員等 当該技能職員等に適用される職務の級に応じた別表第五に掲げる額

二 前項一号に掲げる技能職員等 当該技能職員等に適用される職務の級に応じた別表第五の二に掲げる額
 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

6 第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。
 付則を付則第一項とし、付則に次の二項を加える。

2 当分の間、技能職員等の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、条例付則第二十八項の規定の例により算出した額とする。
 3 前項の規定の適用を受ける技能職員等に対する第五条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未

満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「**副中用職**」を「**副中用職**」を「**副中用職**」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

副中用職	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	197,300	208,700	227,500	248,700	280,000	

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第五の2（第五表関係）

職務の級	調	整	基	本	額
1 級					5,900円
2 級					6,300円
3 級					6,800円
4 級					7,500円
5 級					8,400円

附 則
 （施行期日）
 1 この規則は、公布の日から施行する。
 （定義）
 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 一 令和三年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）をいう。

- 二 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された技能職員等（岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則第一条に規定する技能職員等をいう。以下同じ。）をいう。
- 三 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された技能職員等をいう。
- 四 旧法再任用職員 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された技能職員等をいう。
- （暫定再任用職員に関する経過措置）
- 3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の別表第一の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号。以下この項において「育児休業条例」という。）第十八条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十三年岐阜県条例第二十九号）第三十一条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の別表第一の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十三年岐阜県条例第二十九号）第三十一条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第五条第四項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第五条第三項及び第四項の規定を適用する。
- 8 改正後の第五条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定により採用された技能職員等（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、年齢六十年に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の第五条及び前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。
- 9 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- 一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
- 二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつた場合に同日にその者に適用されることとなる職務の級を基礎として改正前の第五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- 三 施行日以後に職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつて

は、同日に旧法再任用職員になったとした場合に同日にその者に適用されることとなる職務の級より下位の職務の級に変更した場合()に該当することとなった特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として当該場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。)施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合(当該場合に二回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において当該場合に順次該当することとなつたとした場合)に、同日にその者に適用されることとなる職務の級を基礎として改正前の第五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

10
附則第三項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。

令和五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社